



## 改正グリーン購入法による「木材製品の合法性、持続可能性の証明」のスタート

2006年度4月1日から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）の一部改正により、木材製品に対して、合法性あるいは持続可能性の証明が求められるようになりました。改正グリーン購入法により、国、独立行政法人等が調達、購入する木材製品については、原材料が原産国（あるいは地域）において合法的に産出されたものであることの証明が必要になります。その対象範囲は、紙等、文具類、機器類、公共工事等、木材・木材製品など、非常に広範囲に渡ります。

近年、違法伐採はCO<sub>2</sub>を吸収・固定する森林や生態系の荒廃や先住民の権利の侵害などの原因として国際的に重大な問題となっています。昨年7月のG8グレンイーグルズ・サミットで、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などに具体的に取組むことが各国間で合意されましたことをうけ、わが国でも、政府調達による違法木材を排除するための施策として法改正するなど、本格的に違法伐採対策が開始されることになりました。

具体的にどのような判断基準で木材製品の合法性・持続可能性を証明するかについては、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（2006年2月15日制定）」に準拠して確認することとなっています。

ガイドラインには、原木の伐採段階から、輸入材を取り扱う輸出入業者、メーカー、加工業者、卸売・小売業者など、サプライチェーン全てに亘って違法材が混入していないことを証明する方法などが紹介されています。

日本は世界でも有数の木材輸入国であり、木材需要の約8割を輸入材に依存し、中国、ロシア、東南アジアなどから違法材も流入しているといわれています。今回の法改正は、日本が違法伐採問題に対して責任ある対応を行うための重要な第一歩であるといえるでしょう。

### 【関連リンク】

環境省『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』の一部変更について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6880>

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインについて」

<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidoraintop.html>

お問い合わせ：（株）あらたサステナビリティ  
〒108-0023  
東京都港区芝浦4丁目2-8  
住友不動産三田ツインビル東館13階  
メールアドレス：aarata.sus@jp.pwc.com

株式会社あらたサステナビリティ認証機構および株式会社あらたサステナビリティは、環境・サステナビリティ情報のアシュアランスおよびアドバイザリーサービスの提供を通じて環境・サステナビリティ・ディスクロージャーの発展を推進することを目的として、30カ国、400名余の専門家から構成されるPwC Sustainability Business Solutions Teamと連携しながら世界水準のサービスを提供しています。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.